

令和2年2月20日

公示第602号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

1. 組合規約 第4条の別表1中の「株式会社電通 東京都港区」の前に「株式会社電通グループ 東京都港区」を加える。
2. 組合規約 第9条の別表2中の「株式会社電通」の前に「株式会社電通グループ」を加える。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

(議員に関する経過措置)

第2条 第9条の変更にかかわらず、現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

2月20日から
揭示期間
2月27日まで